

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 〔令和4年2月18日開催 生命保険協会〕

1. 新型コロナウイルス感染症への対応について

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、感染拡大の防止と経済活動の両立に協力いただいていることに、改めて感謝申し上げる。
- また、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、例えば、非対面ツールの導入、あるいは、国民の健康への意識の向上など、顧客から求められるニーズも変化しているのではないかと。引き続き、顧客に寄り添った商品・サービス対応をお願いしたい。

2. ビジネスモデル対話について

- 今事務年度前半は、代理店やネットを主軸チャネルとする社とビジネスモデルについて対話したので、気付きの点を申し上げます。
- 1点目は、中長期的な目線での経営戦略についてである。生保マーケットにおいて代理店やネットの販売シェアは拡大傾向にあるが、各社とも、複数商品の比較推奨やコスト削減など、こうしたチャネルが有する優位性を活かしてさらなるシェア拡大を目指していると承知。
- こうした中、将来の人口減少を前提に中長期的な収益シミュレーションを実施した上で、自社のビジネスモデルにおける課題や対応を検討していたのは一部の社にとどまっていた。まずは足下の営業基盤の拡大を優先している社も見られたが、中長期的な目線で経営戦略を検討し、社内での認識共有を図ることは、持続可能なビジネスモデルを確立していく上で必要ではないか。
- 2点目は、デジタル戦略についてである。各社ともデジタル化を経営の重要課題として位置づけ、顧客対応におけるリモートの活用や各種手続きの自動化等の取組みを順次進めていると承知。
- 特に、保険募集については、各社ともコロナ禍を契機として非対面化を加速しているが、営業職員チャネルに比べて代理店チャネルでは進捗しておら

ず、営業推進や顧客利便性の観点から課題として認識していた社が多かった。こうした中、模擬契約で非対面募集を体験できるシステムを代理店向けにリリースするといった工夫も見られた。

- デジタル化への対応は持続可能なビジネスモデルの土台になると考えられることから、将来を見据えたデジタル投資等に計画的に取り組んでいただくことが重要。また、あわせて、サイバー攻撃等のデジタル化に伴うリスクへの対応も求められる。
- 3点目は、顧客ニーズを踏まえた商品・サービスの提供についてである。近年の健康意識の高まりもあり、ヘルスケア関連商品・サービスへの取り組みを進めている社が多く見られた。今後とも、健康増進を促す保険商品の開発など、顧客ニーズの変化に応じた商品・サービスの提供について、実効性のある取り組みを進めていただくことを期待。
- 2022年1月以降、大手社や営業職員チャネルを主軸とする中堅社との対話を進めている。大手社については、2021年12月に役員クラスとの間で、人口減少等の中長期的課題に対する対応や海外戦略など、経営戦略全般に関して対話を行ったところであり、今後は、より踏み込んだ内容について対話してまいりたい。

3. グループガバナンスに係るモニタリングについて

- 2021年9月に公表した保険モニタリングレポートにおいて、グループガバナンスを有効に機能させるための7つの要素を示した。
- 同年9月の意見交換会で申し上げた通り、各要素がバランス良く整備・運用され、全体として有効に機能することが重要。こうした観点から、本事務年度前半においては、まず当局サイドにおいて、これらの要素に照らし、これまでに把握した情報をもとに各大手保険グループにおける取組状況を改めて確認した。
- その結果、海外進出が比較的早かった大手損保と比較して、大手生保グループについては、さらなるグループガバナンスの高度化が必要ではないか。例えば、海外子会社との経営レベルにおける業務領域ごとの戦略の共有やグ

ループ内部統制のさらなる整備といった点については課題が見られ、その強化の方向性について各社と対話が必要。

- また、今後の更なる海外展開を見据えた場合、買収プロセスが完了した後に、一からグループガバナンス態勢を構築することは、買収先での業務プロセスの変更を伴うなど、その調整は容易ではないと考えられる。そこで、予めしっかりとしたグループガバナンス態勢の枠組みを構築しておき、買収プロセスにおける交渉を通じて、スムーズに買収先への導入を進めていた好事例が損保業界においては見られたことからこの場でお伝えしたい。今後、こうした点も議論したい。
- 本事務年度後半では、こうした対話を実施するべく、先般、質問状を発出した。また、2022年5月末頃を目途に予定する監督カレッジの開催を含めて海外当局との連携も図ってまいりたいと考えているので、引き続き協力をお願いしたい。

4. 顧客本位の業務運営について

《営業職員チャネルにおける不適切事案について》

- 2021年、営業職員による金銭詐取問題や、保険本来の趣旨を逸脱して租税回避を促しかねないような募集活動などの事案が相次いで発覚。
- こうした問題に対して、立入検査を含むモニタリングを複数の社に行ってきた。金融庁としては、経営陣のリーダーシップのもとで、本社と営業現場とで意思疎通を十分に図り、コンプライアンス意識を営業現場の隅々まで浸透させることが重要。こうした観点から、各社において今一度自社の態勢を見直していただくとともに、金融庁としてもモニタリングを継続していく。
- 営業職員管理態勢に関しては、昨事務年度、生保協会においてアンケートを実施し、「ほとんどの社において基本的な態勢整備がなされている」と総括されたと承知。しかしながら、依然として、営業職員による不適切事案が複数の社で継続的に発生している現状を踏まえると、改めて、生保業界の共

通課題と再認識していただいた上で各社において対応を検討いただく必要があるのではないか。

- この点、一連の不適切事案を見ていると、本社が策定・指示した施策が営業支社等において徹底されていない事例が少なからず認められている。
- こうした問題認識の下、当局として、生保会社における取組みの徹底が改めて必要と考えている事項を申し上げますと、例えば
 - ・ 経営トップ自らが、コンプライアンス・リスク管理を重視する姿勢を営業現場に対して継続的に発信すること
 - ・ 優績者を明確な社内ルールのもとで何らかし優遇することはあり得るかもしれないが、他方で、重要なコンプライアンス研修や抜打ち検査等のコンプライアンス・チェックなどについては例外なく実施すること
 - ・ 営業職員による現金取扱いの禁止など、原則としている取扱いを社内外に周知・徹底すること
 - ・ 営業職員は、顧客との信頼関係に基づき、業務外でも顧客のライフプランに応じた金融商品の相談などを受けることも多いと考えられるが、そうした機会が不祥事案につながることもあり得るため、その観点からの管理や指導を徹底すること
 - ・ 多件数契約や多額・多回数の契約者貸付など、不正リスクが高い契約にフォーカスし、リスクベースで予兆管理の高度化に取り組むこと
 - ・ 社内外の事例や、リモートの導入などの環境変化を踏まえて、営業現場に対する牽制機能の見直しを継続的に進め、それに必要な内部管理のリソースも十分に配置すること

等が挙げられる。

- PDCA サイクルを回しながら、こうした取組みを徹底していただくことで、会社全体の企業風土・リスク文化を醸成し、強固な営業職員管理態勢を実現していただきたい。
- また、生保協会におかれては、昨事務年度に引き続き、営業職員に係るフォローアップアンケートを実施しているところであるが、これを生保業界全

体の管理態勢の改善や高度化に繋げていただくことを期待。

- 当局としても、個々の生保会社のコンプライアンス・リスク管理態勢が、営業現場に至るまで適切に整備・運用されているかを実態把握するため、オフサイトによる監督に限らず、必要に応じて立入検査の手法も活用しつつ、実効性のあるモニタリングに努めてまいりたい。

《外貨建保険の共通 KPI について》

- 国民の安定的な資産形成という観点から、2022年1月18日に、金融事業者の顧客本位の業務運営への取組みの「見える化」の一環として、従来の投資信託の共通 KPI に加え、投資信託と類似する外貨建保険についても新たに共通 KPI を導入する旨を公表。
- こうした指標を「見える化」することは、顧客による金融事業者や商品の選択に資するだけでなく、金融事業者にとっても、顧客に対して透明性を高め、また、実績を分かりやすくアピールする機会になると考えている。業界横並びということではなく、個々の会社による主体的な開示を期待するとともに、外貨建保険を組成している保険会社においても、銀行などの販売チャネルの共通 KPI の動向を踏まえた、顧客にとって、より良い商品の提供につながることを期待。

《公的保険制度を補完する民間保険について》

- 真に顧客のニーズに応じた商品提案を行うためには、例えば、公的年金や医療保険といった、公的保険を補完する民間保険という趣旨を踏まえ、こうした公的保険の保障内容について必要に応じて丁寧に説明いただくことも重要。
- 金融庁としても、厚生労働省と連携し、公的保険制度について解説するポータルサイトやリーフレットを作成して2月中に公表予定であり、引き続き公的保険制度の周知に取り組んでいく。そのうえで、創意工夫による適切な対応を期待しているところであり、金融庁としても各社と対話をしてまいりたい。

《代理店業務品質のあり方等に関するスタディグループについて》

- 乗合代理店については、その代理店手数料が顧客の意向把握や比較推奨を歪めることがないように、販売量の多寡だけではなく、代理店の役務やサービスを反映して合理的に説明できることが重要。こうした当局からの課題提起等を踏まえ、各生命保険会社において代理店の業務品質について、代理店手数料に反映する取組みが進められてきた。2020年4月には生命保険協会内にスタディグループが設置され、2021年12月には、業務品質評価基準と、評価運営の在り方がとりまとめられた。まずは、こうした成果に敬意を表したい。
- 今回の決定を受け、来年度以降に生命保険協会が運営主体となり、本評価基準を踏まえた業務品質評価を行う予定。この点、例えば、リソースの制約により評価が可能な代理店数に上限がある等、いくつかの論点が残っているが、そうした課題への検討も含め、本取組みが、代理店業務品質の向上や顧客にとっての有用な情報提供等に資するよう適切に運営されていくことを期待。
- また、業界全体の代理店業務品質の向上のためには、生命保険協会による評価の実施だけでなく、各保険会社・代理店においても、業界全体で議論された今回の成果を広く活用していくことが重要であり、各社においては、代理店管理の高度化の観点からも、自社による代理店の評価にあたり、この業務品質評価基準を参考として活用いただきたい。

5. 保険会社に係る新たな健全性政策について

- 現状低金利環境が続いているが、金融庁としては、この先どうなっていくのか注意深く見守るとともに、保険会社はその健全性を持続的に確保して、保障機能を十分に発揮できるように促す必要がある。
- このような観点で、現在検討を行っている経済価値ベースのソルベンシー規制（ESR）は、保険会社を取り巻く環境やリスクの変化に相応しい規制・競争環境を整備するために重要なツールになる。今後このESRを中心とした健全性政策を各社とも対話をしながら作り上げていくので、忌憚のない意見を

賜れれば幸い。

- ESR については、保険会社における新制度への必要な準備期間を考慮し、2022 年中に第 1 の柱における標準モデルの考え方を中心とした制度の基本的な内容を暫定的に決定できるよう検討作業を進めている。
- 標準モデルのベースとなる ICS の基本設計は、我が国においても保険会社のあるべきリスク管理の実務やその向上に十分資するものと考えているが、国内規制では、我が国の実情に合った内容とすることが重要。また、ESR の計算では複雑かつ判断要素が大きくなることを踏まえ、計算・検証に係るガバナンスをどのように確保するかが重要な論点となる。
- こうした問題意識について、保険業界からも様々な意見をいただいているが、制度の基本的な内容の暫定決定に向けて、今後保険業界を含む関係者との議論を加速させていきたい。
- 将来にわたり保険会社が保険契約者の様々な期待に応えつつその経営管理を高度化していくことが新たな健全性政策導入の目的であり、よりよい制度の実現に向けて、協力をお願いしたい。なお、議論の成果については、必要に応じて、ICS 等の国際的な議論にも反映させてまいりたい。

6. REVICareer(レビキャリア)へのご登録について

- 金融庁は、令和 2 年度より「地域企業経営人材マッチング促進事業」を開始。大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材確保を支援している。
- 地域経済活性化支援機構 (REVIC) に整備する大企業人材の情報登録システム (通称「REVICareer(レビキャリア)」) を、2021 年 10 月 1 日より本格稼働させた。大企業に、地域企業で活躍したいと考える社員をレビキャリアに登録いただき、地域企業の求人ニーズを把握した地域金融機関が、この大企業人材リストを閲覧して、マッチングを行う。2022 年 1 月からは、地域金融機関から、取引先中小企業の求人情報をアップロードできるようにし、大企業が

閲覧できる機能をシステムに追加した。

- 資本金 10 億円以上又は従業員数 2,000 人超に該当する大企業は、レビキャリを利用いただける。レビキャリに登録のうえ、地域企業の具体的な求人ニーズをご覧いただき、社内での周知や人材登録の参考としていただきたい。

7. 金融庁電子申請・届出システムへの移行に際する経過措置の終了について

- 2021 年 6 月に発出した「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた当局への申請・届出等における緊急対応の取扱いについて（周知）」に基づき、金融庁では、金融機関等における金融庁電子申請・届出システム（以下「新システム」）への移行に伴う経過措置として、2022 年 3 月 31 日まで e メールによる申請・届出等を受付可能としてきた。
- 今般、当該経過措置が 3 月 31 日をもって終了することから、生命保険協会に対して、緊急対応としての e メールによる申請・届出等の受付終了と新システムの利用に必要な gBizID の取得等について、改めて周知した。

また、gBizID の取得には 2 週間前後の期間を要することから、4 月 1 日以降の新システム利用開始に間に合うよう、2 月中に今後、gBizID 未取得の金融機関等を対象として、gBizID の取得方法等についてのオンライン説明会を予定している。

- ついては、より多くの会員会社に新システムを利用した申請・届出等が行われるよう、一層の協力をお願いしたい。

8. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

《継続的な顧客管理について》

- マネロン等対策における継続的顧客管理については、ガイドラインでも対応すべき事項の 1 つとして、各金融機関に 2024 年 3 月末までに態勢整備をお願いしている。

- 2021年3月に金融庁が公表した「マネロンガイドラインに関するよくある質問（FAQ）」において、リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）という考え方を示している。一方、金融機関においては、既存顧客の実態把握とリスク評価の見直しのために、アンケートの送付等対応いただいているが、回収率が低いにも関わらず、印刷・郵送コストが負担となっているとの声が上がっている。
- その内容について、さまざまな意見が寄せられていることや、金融機関の継続的顧客管理に係る負担軽減に繋げる観点から、SDDに係るFAQの記述の改定を検討している。具体的には、FAQにおいて、低リスク先であり定期的な情報更新をする必要がないと考えられる対象顧客について、その考え方を拡大するといった内容を盛り込むことを考えている。
- 改定案は、1月31日に各業界団体を通じて発出しており、2月28日まで改定案に係るコメントや質問を受け付けるため、意見や質問等があればいただきたい。
- 金融庁マネロン室のアウトリーチ等を通じて、アンケート送付以外の顧客の実態把握の方法等に係る事例紹介も積極的に行ってまいりたい。

《マネロン広報について》

- マネロン等対策に係る国民の皆様への周知・広報は引き続き重要と考えており、3月以降、様々な媒体で継続的顧客管理に係る政府広報の実施を予定しているほか、金融庁独自のインターネット広告の掲載等を企画している。
- 官民が連携してしっかりと対応していく必要があることから、今後も、マネロン等対策への取組みに協力いただきたい。

《実質的支配者リストの開始について》

- 2022年1月31日から、全国84か所の商業登記所において、株式会社からの申出により、その実質的支配者（B0）に関する情報を記載した書面の写しを交付する実質的支配者リスト制度が開始された。
- この制度の開始によって、「我が国の法人の実質的支配者情報の透明性の向上」や、「銀行などの特定事業者による実質的支配者情報の確認の一層の

円滑化」が期待されており、積極的な利用を検討いただきたい。

- 実質的支配者の確認については、マネロンガイドラインの中で、信頼に足る証跡を求めることをお願いしている。当制度の利用も含めて、各社において適切に実質的支配者の確認が行える態勢を整備していただきたい。

9. サイバーセキュリティ対策の強化について

《金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（DeltaWallⅥ）》

- 2021年10月に実施した、「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall Ⅵ）」の結果について、先般、参加金融機関に還元した。
- 国家の関与が疑われる、組織化され、より洗練されたサイバー攻撃の増大や、複雑化・巧妙化するランサムウェア攻撃が活発化する中、未然予防にとどまらず、インシデント発生時における業務の早期復旧、顧客影響の軽減といった、サイバーレジリエンス（復元力）の強化が一層重要となっている。
- 参加金融機関においては、演習の結果を活用のうえ、必要に応じて、業務復旧の手順や顧客対応体制を見直すなど、インシデント対応能力の更なる向上に取り組んでいただきたい。
- 更に、演習を通じて認められた、業界に共通する課題や参考となる良好事例についても、今後、フィードバックさせていただくので、インシデント対応の向上に活用いただきたい。

10. サステナブルファイナンスの取組みについて

- 世界で脱炭素化の動きが加速する中で、金融機関においては、顧客企業との間で積極的に対話を進め、顧客企業による気候変動対応や、新たなビジネス機会の創出に貢献していくことが重要。特に生命保険会社においては、機関投資家として、投融資先企業による気候変動対応の取組みを支援・促進していくことが期待されている。

○ 生命保険協会においては、これまでも金融庁のサステナブルファイナンス有識者会議等に参加いただいているが、有識者会議報告書にもあるとおり、現在、金融機関の気候変動に係る取組みを促していく観点から、投融資先支援や気候変動リスクの管理に係るモニタリング上のガイダンスの策定を進めている。引き続き丁寧に議論させていただきたい。

○ 2021年6月に公表した「サステナブルファイナンス有識者会議報告書」の提言に基づき、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の機能発揮等のテーマ毎に、検討を進めている。直近動きのあった2点について紹介する。

《ESG 債の情報プラットフォーム》

○ 1月31日に、日本取引所グループ（JPX）の「サステナブルファイナンス環境整備検討会」の中間報告書が取りまとめ・公表された。これは、ESG債について、投資情報が散逸し実務上課題がある、また、ESG債の適格性を客観的に確保していくための枠組みが必要といった有識者会議の議論を踏まえ、JPXとして取り得る方策を議論し、取りまとめたもの。

○ 中間報告書では、大きく、公募 ESG 債を対象に、発行額、利率等の基礎的情報、発行企業の ESG 戦略、外部評価取得状況や評価の内容等の情報を集約する「情報プラットフォーム」を、JPXとして年央目途に立ち上げること、同検討会議を引き続き開催し、プラットフォームの継続的な改善や対象の拡充、企業の ESG 関連データの集約、ESG 適格性を確保するための認証のあり方等を継続的に議論することを提言している。

○ 今後は、プラットフォームが、内外投資家や金融機関・企業等の市場関係者に幅広く利用され、わが国 ESG 投資の基盤として機能していくよう、関係者に協力いただき、海外投資家の目線も踏まえた情報の収集、機能の充実、有効な利用方法の浸透等を図っていくことが重要。生命保険協会においても、こうした観点から、会員への周知と JPX へのフィードバックなど、前広に協力させていただきたい。

《ESG 評価・データ提供機関の行動規範等》

- 企業や債券・株式等の ESG の評価、データ提供を行う機関について、ESG 投資が拡大する中で、企業や投資家からの利用が急速に広がる一方で、評価の客観性・透明性の確保などの課題も指摘されている。
- このため、こうした ESG 評価・データ提供機関に期待される行動規範のあり方等について議論を行うため、金融庁有識者会議のもとに「ESG 評価・データ提供機関等に係る専門分科会」を設置し、2月7日、第一回会合を開催し議論を行った。
- 同専門分科会においては、今後、
 - ・ ESG 評価・データ提供機関に期待される行動規範等を年央にも策定していくよう、議論を進めていくほか、
 - ・ ESG 評価・データ提供に関して企業と投資家が果たすべき役割も議論していくことを考えている。
- 透明性確保等の評価機関のあり方に止まらず、広く投資家や企業とのコミュニケーションや市場全体の知見の向上など、市場の信頼性を高め取引を促す観点からどのような課題が考え得るか、幅広く意見をいただきたい。

《まとめ》

- サステナブルファイナンスについては、このほか、「ネット・ゼロのためのグラスゴー金融連合（GFANZ）」等の民間金融機関イニシアティブで、脱炭素への移行（トランジション）に係るファイナンスのあり方や金融機関自身の移行計画についての議論が進んでいる。こうした国際的な議論に、我が国の金融機関としてしっかりと参画し、意見発信していくことを期待。変化の早い分野であり、様々な動向を注視しながら、国内でもタイムリーに議論を進めていきたく、引き続き、緊密な連携をお願いしたい。

11. 金融行政モニターについて

- 金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等を伺ってきているが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言いやすいとはいえないとの指摘もある。
- 金融庁では、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直なご意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接届け、金融行政に反映させる仕組みとして、2016年1月より「金融行政モニター受付窓口」を設置。
- 本制度では、モニター委員から金融庁に伝えられる際に、個人や所属組織を特定できる情報は全てマスキングすることで意見提出者の匿名性を厳格に担保。
- 設置以降 229 件のご意見を受け付けており、これらは金融庁幹部職員等に共有されるだけでなく、
 - ・ 外国銀行支店に係る事業年度の弾力化や、現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準の撤廃など、銀行法令の改正につながったケース
 - ・ 信託銀行における運用について信託業法等の解釈を明確にしたケースなど制度改正に繋がっている例もある。
- 金融行政に関する意見や提言を金融庁に届けるチャネルの一つとして、金融行政モニター制度も引き続き活用いただけると幸い。生命保険協会の会員各社及びその職員に周知願いたい。

12. 2022 年の主要な国際動向について

- 2022 年のインドネシア議長下での G20 でも気候変動ファイナンスは引き続きプライオリティとされている。例えば G20 傘下のサステナブルファイナンス作業部会 (SFWG) では、2023 年にかけて、日本が主張してきたトランジションファイナンスに関するハイレベル原則を策定予定。脱炭素化に向け、排出削減が難しいセクターの着実な移行を民間資金により支援する取組みにつき、国際的な目線が活発に議論されることになる。

- 民間セクターでの取組みとしては、日本の金融機関も参加している「ネット・ゼロのためのグラスゴー金融連合（GFANZ）」などにおいて、今後、グローバルな金融機関としてのベストプラクティスが見込まれていくなど、実務における国際的な目線を揃えるような作業も広がりを見せている。例えば、投融资ポートフォリオや保険引受ポートフォリオをネット・ゼロに移行させるための具体的な議論がなされると承知。
- 気候変動以外のサステナブル分野の議論も進展する見込み。例えば、G7議長国であるドイツはこの分野に熱心であるほか、中国・昆明では生物多様性に関するCOP15が開催される予定。金融セクターの関連では、生物多様性に関する開示の議論が今後具体的に進展する見込み。加えて、ジェンダー平等など、金融セクターにおける多様性と包摂（Diversity and Inclusion）の向上に関する議論も高まっている。
- こうした国際的な議論は、評価手法のあるべき姿など実務上の具体的な目線を巻き込んで、引き続き非常に速いスピードで進む可能性がある。金融庁としても国際的な議論の場に積極的に参加しつつ、金融機関と密接に意見交換・情報交換を行いたい。

13. IAISの2022年の優先課題について

- 保険監督者国際機構（IAIS）は、2022年1月18日に、「2022年-2023年の作業計画」を公表した。内容は多岐にわたっているが、主なポイントを簡単に紹介したい。
 - ・ 第1に、IAISは、2024年11月に予定されている、国際的に活動する保険グループ（IAIG）向けの規制としての国際資本基準（ICS）の採択に向け、ICSに係るモニタリング期間や、ICSと合算手法（Aggregation Method）との比較可能性評価に関する作業につき、合意されたスケジュールに沿って着実に進めていくこととしている。
 - ・ 第2に、IAISは、グローバルな保険セクターの動向やリスクを評価し、現れた課題に対応していくとしている。具体的には、年次で行っている保険会社や各国当局からのデータ収集・分析作業をはじめ、2019年11月に

合意した「システミックリスクに関する包括的枠組み」の実施を更に進めていくこととしている。

- ・ 第3に、IAISは、保険セクターにおける気候関連リスクや、技術革新・デジタル化の影響といった新たなテーマについて、優れた監督実務を共有しつつ、監督上の課題への理解を深めていくこととしている。
- ・ 最後に、IAISは、各国の保険監督当局によるIAISの国際基準の実施を引き続き支援し、外部ステークホルダーとの連携や対話を促進していく旨としている。

○ これらは、いずれも日本の保険業界や保険行政にも深く関係するテーマであると認識している。金融庁としては、IAISでの作業がより実りのあるものとなるよう、金融機関とも緊密に意見交換しつつ、引き続き議論に積極的に参画していきたい。

(以上)